

浜松市犯罪被害者等支援総合相談窓口設置要領

1 目的

犯罪被害者等の支援相談に関する窓口業務の調整を行い、もって犯罪被害者等への支援の促進を図ることを目的とする。

2 設置場所 市民生活課くらしのセンター内

3 通称「犯罪被害者支援窓口」

4 業務の調整

犯罪被害者等への支援情報の提供

- (1) 電話（電話による情報提供の結果、必要と認められる場合は面接）による情報提供を行う。
- (2) 支援情報の提供は、原則としてしかるべき関連支援事業の所管窓口、相談窓口等（以下「相談窓口等」という。）を紹介することをもって行う。
- (3) 相談窓口等を紹介した際又は紹介しようとする際には、紹介先の相談窓口等の担当者を確認の上、口頭で申し送ることを原則とする。

なお、申し送ることについて相談者の了解が得られない場合及び簡易な事例等で申し送りの必要がないと認められる場合は、この限りではない。

- (4) 面接により情報提供を行う場合で、必要なときは、紹介先の相談窓口等の所管課室の担当者の同席を依頼する。

なお、同席することについて相談者の了解が得られない場合は、この限りではない。

附 則

この要領は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。